

# 参考資料

- 1 介護保険サービスの解説
- 2 光市高齢者福祉計画等策定市民協議会開催状況等
- 3 光市高齢者福祉計画等策定市民協議会設置要綱
- 4 光市高齢者福祉計画等策定市民協議会委員名簿

## 1 介護保険サービスの解説

### (1) 居宅（介護予防）サービス

訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。
訪問入浴介護	家庭の浴槽による入浴が困難で、通所介護等の利用も難しい要介護者等に対し、家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をするサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーション等の看護師が家庭を訪問し、医師の指示に基づき、症状の観察、清拭、床ずれなどの処置を提供するサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、主治医の指示に基づく計画的な医学的管理の下でリハビリテーションを行うサービスで、医療機関や介護老人保健施設、介護医療院がサービスの提供を行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等のために、医師や歯科医師、薬剤師等によって、自宅で必要とされる療養上の管理・指導を定期的に行うサービスです。
通所介護	在宅の高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供し、高齢者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持・向上を図るとともに、レスパイトサービスの一環として、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。
通所リハビリテーション	運動障害等により機能訓練などが必要な高齢者を対象に、介護老人保健施設や介護医療院、医療機関で健康チェックや機能訓練、レクリエーション、栄養指導など、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けることを目的としたサービスです。
短期入所生活介護	在宅の要介護者等の家族等が病気や冠婚葬祭、介護疲れ等の理由で介護が一時的に困難になった場合などに、老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事や入浴などの介護を行うサービスです。
短期入所療養介護	医療的ケアが必要な要介護者等が介護老人保健施設や介護医療院、医療機関に短期間入所し、その施設において、医学的管理の下で機能訓練や日常生活の介護、看護を行うサービスです。
福祉用具貸与	要介護者等が自宅で自立した生活を送るため、その状態像に応じて、歩行器や歩行補助杖、車椅子、特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。
特定福祉用具購入費	在宅の要介護者等が、基準で定められた特定の福祉用具（腰掛便座や入浴補助用具、固定用スロープ、歩行器など）の購入に対するサービスで、支給限度基準額（年間10万円）の範囲内で給付されるものです。

住宅改修費	要介護者等の自宅で床に段差があり移動が困難になったり、手すりが必要になったりした時などに住宅改修を行い、自宅での自立した生活を維持できるようにするためのサービスで、必要な工事費用に対して支給限度基準額（20 万円）の範囲内で給付されるものです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームが、入居者である要介護者等に対して、特定施設サービス計画に基づく入浴・排泄・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
居宅介護支援 介護予防支援	心身の状況や環境に応じて、居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス事業者との調整などを行うもので、介護保険制度における居宅サービスを利用する上で、最も重要な役割を果たすものです。

## (2) 地域密着型（介護予防）サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	在宅の要介護者等の日常生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などを提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期巡回の訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じ調整・対応するオペレーションサービスを組み合わせて提供するサービスです。
認知症対応型通所介護	在宅の認知症高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供するものです。
小規模多機能型居宅介護	要介護者等が住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。
認知症対応型共同生活介護	比較的安定状態にある認知症の要介護者等に対して、共同生活の中で入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、特に定員 29 人以下の介護専用型特定施設のことで、特定施設サービス計画に基づく入浴・排泄・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設として、身体上の著しい障害又は認知症などにより常時の介護を要する原則要介護 3～5 の要介護者で、在宅で介護を受けることが困難な人が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護等への支援を行うサービスです。</p>
<p>地域密着型通所介護</p>	<p>利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が平成28年度から地域密着型サービスに移行しています。</p>

(3) 施設サービス

<p>介護老人福祉施設</p>	<p>身体上の著しい障害又は認知症などにより常時の介護を要する原則要介護3～5の要介護者で、在宅で介護を受けることが困難なため入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行うサービスです。</p>
<p>介護老人保健施設</p>	<p>症状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療を行うとともに、日常生活の世話をを行い、家庭への復帰を目的として行うサービスです。</p>
<p>介護医療院</p>	<p>慢性期医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。</p>

## 2 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況等

### (1) 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

#### ア 第1回

(ア) 開催日 令和5年11月2日

(イ) 内容 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について

#### イ 第2回

(ア) 開催日 令和5年12月21日

(イ) 内容 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）  
中間報告について

#### ウ 第3回

(ア) 開催日 令和6年3月14日

(イ) 内容 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）  
について

### (2) 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査

#### ア 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(ア) 調査対象 65歳以上の市民から要介護者を除き無作為抽出2,000人

(イ) 調査方法 郵送によるアンケートの配布・回収

(ウ) 調査期間 令和5年1月

(エ) 回答者 1,559人（有効回答率78.0%）

#### イ 在宅介護実態調査

(ア) 調査対象 認定調査（新規以外）を受ける在宅生活の人500人

(イ) 調査方法 郵送によるアンケートの配布・回収

(ウ) 調査期間 令和5年10月

(エ) 回答者 305人（有効回答率71.4%）

### (3) パブリックコメント

ア 案件名 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）に  
対する意見

イ 募集期間 令和5年12月20日～令和6年1月19日

ウ 提出件数 0件

### 3 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画並びに老人保健施策に係る計画の策定及び推進について、広く市民の意見を反映するため、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表者、サービス利用関係者及びその他関係団体関係者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は以下(「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて、関係職員に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則(平成21年告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第45号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

## 4 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	廣 田 修	光市医師会会長
	鈴 木 美代子	光市歯科医師会副会長
	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
保健・医療・福祉 団体等関係者	小 西 俊 弘	光市社会福祉協議会
	木 本 秀 男	光市民生委員児童委員協議会副会長
	上 田 博 幸	光市ボランティア連絡協議会会長
	河内山 昇	光寿苑施設長
	椿 茂 樹	しまた川苑事務長
	室 本 好 重	光市介護支援専門員協会会長
	鶴 岡 妙 子	光市介護相談員
	天 野 加代子	光市食生活改善推進協議会会長
	本 山 京 子	訪問看護ステーションひかり管理者
	本 田 晃太郎	光富士白苑訪問介護事業所管理者
	藤 井 歩 惟	アリヴィオげんきむら管理者
介護保険被保険者 の代表者	河 下 武 彦	公募（第1号被保険者）
	大 内 龍 爾	公募（第2号被保険者）
その他団体関係者	中 村 雅 裕	光市老人クラブ連合会会長
	山 下 悦 子	光市認知症を支える会の代表
	梅 本 利 明	光市シルバー人材センター
	池 本 順 子	島田小学校区社会福祉協議会会長

光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

---

発行日：令和6年3月

発行：山口県光市

編集：光市福祉保健部高齢者支援課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」

TEL 0833-74-3003

URL <http://www.city.hikari.lg.jp/>